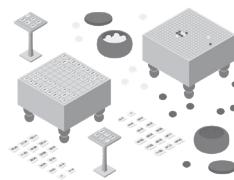


# 下榎交流センターだより

編集 日野町下榎交流センター  
〒 689-4526 日野町下榎 157 番地 1  
電話: 72-1191 (FAX 兼)  
E-mail: rinpokan@town.tottori-hino.lg.jp



## 「第 49 回新春囲碁・将棋大会」開催 および結果報告

下榎交流センター 生活相談員 西村一成

1月10日、積雪が心配される時季ではありましたが、幸いにも穏やかな天候となり、下榎老人憩の家において「第 49 回新春囲碁・将棋大会」を開催しました。

本大会は毎年、町内外から多くの愛好家の皆様に参加していただいています。

今年は、将棋の部 7 人、囲碁の部 (A クラス) 5 人、囲碁の部 (B クラス) 4 人の皆さまに参加いただき、終始和やかな雰囲気の中、日ごろの研鑽の成果が発揮され、熱戦が繰り広げられました。

そして、囲碁・将棋すべての部門において優勝者決定戦までもつれ込む、白熱した対局となり、盛会のうちに無事終了しました。お昼のお弁当、豚汁も毎回好評で「楽しみのひとつ」と嬉しい言葉をいただき、職員の励みにもなりました。

参加いただきました皆さまをはじめ、運営にご協力いただきました関係者の皆さまに、心よりお礼申しあげます。

各部門の優勝者は次のとおりです。

優勝者にはトロフィーと賞状が授与されました。

### 【囲碁の部 A クラス】

### 【囲碁の部 B クラス】

優勝: 加藤泰利さん (日野町) 優勝: 中前親範さん (江府町)

### 【将棋の部】

優勝: 竹本 悟さん (日南町)



今後も、囲碁・将棋を通じた交流と親睦の輪が広がることを期待し、来年の第 50 回という節目の大会に向けて準備を進めてまいります。

▲大会優勝者 (左から竹本さん、中前さん、加藤さん)

## ～3月の行事予定～

### 【老人憩いの家】

百歳体操: 毎週木曜日 13:30 ~ (3月開催日: 5日・12日・19日・26日)

### 【下榎交流センター】

料理: 9日 (月) 10:00 ~ クラフト: 16日 (月) 13:00 ~

書道: 14日 (土) 13:00 ~ 生け花: 21日 (土) 13:30 ~

※町内・外の人でも自由に参加できます。道具さえあれば、すぐにでも参加可能です。

※開催日のお知らせ・変更等の連絡のため、名前と連絡先をご連絡ください。(申込書・受講料なし)



# 農業委員会だより No.116

こんなときは農業委員会に相談してください

【問合せ先】  
農業委員会（電話 72-2103）

必要な申請・届出	
農業の規模を拡大するため、農地を取得したい。	農地法3条の許可申請 (農地を農地として利用するための売買、譲渡)
農地に植林したい。	農地法4条の許可申請 (自分の農地を農地以外の用途に利用する)
農地を購入して住宅を建てたい。	農地法5条の許可申請 (他者の農地を売買、譲渡、貸借して農地以外の用途に利用する)
農地に農作業小屋を建てたい。	農地法施行規則第29条第1項第1号に基づく届出 (農地の転用の制限の例外、2アール未満の農業施設等の設置)
2つの田んぼの中畠を取って、1つの大きな田んぼにしたい。	土地改良法に基づかない農地の整備に係る届出 (くぼ直し、形状変更等)
農地を借りて耕作したい。	農業経営基盤強化促進法に基づく、利用権設定等計画書による許可申請 (農地中間管理機構を介した農地の貸し借り)
借りている農地を解約したい。	農地法第18条第6項の規定による解約（合意解約）
農業に使用する軽油引取税（1リットル当たり約32円）の免税を受けたい。	耕作証明願の提出 (耕作証明書を添付の上、県税事務所等にて手続きを行い、免税軽油使用者証を取得する)
原野となっている農地の登記地目「田」「畠」を「原野」等に変更したい。	非農地確認の依頼 (非農地であることが確認できた場合、非農地通知書を発行しますので、登記地目の変更については、法務局にて手続きをお願いします。また、変更後の登記地目については、登記官が判断し、登記しますので申請した地目とはならない場合があります)

## 相続登記が義務化されています！

長年相続登記がされないまま放置され、相続人自身がその所有がわからない「所有者不明土地」の増加が社会問題となっています。

不動産の管理や活用を容易にし、将来的なトラブルを防止するため相続登記が義務化されました。



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

### 重要なポイント！

- ◆令和6年4月1日から不動産の相続登記が義務化されました。
- ◆相続したことを知った日から3年以内の登記が必要です。
- ◆義務化以前に相続した不動産も令和9年3月末までに登記が必要です。